

『愛知道路コンセッション有料道路乗り放題チケット』利用約款

愛知道路コンセッション株式会社

(通則)

第1条 本約款は、愛知道路コンセッション株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「愛知道路コンセッション有料道路乗り放題チケット」（以下「本商品」といいます。）について適用します。

(対象車両)

第2条 本商品は、当社が定める供用約款にて通行が可能な普通車及び軽自動車等（小型特殊自動車除く）の2車種（車種区分は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第23条第2項の規定に基づき当社が愛知県道路公社に届け出た車種区分によるものとする。但し、道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車（いわゆる営業車）、同法第80条第1項の規定に基づく許可を受けた家用自動車（いわゆるレンタカー）は対象外となります。）を対象とします。

(利用期間等)

第3条 本商品の利用期間は、2020年4月4日（土）から本商品を廃止するまでの間において、当社が指定する任意の月の土曜日、日曜日及び祝日を対象とします。

2. 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時をもって行います。

(申込方法等)

第4条 本商品を利用する場合は、この約款に定める事項およびホームページに記載の内容を承諾の上、開催の都度当社が定める申込受付期間中にインターネットにて申し込みください。本商品申込以前の走行については本商品の適用を受けません。なお、申し込みの際は申込者氏名、住所、メールアドレス、連絡先電話番号、車両番号（以下、これらを総称して「登録内容」といいます。）を登録いただきます。

2. 当社は、登録が正しく行われたことを確認した時には、登録内容を確認したことを知らせるインターネットメールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって登録内容を有効とします。

3. 本商品の利用開始後の途中解約並びに返金は受けつけておりません。

4. 本商品は、次の各号を満たさない場合は申し込みを無効とし、第7条に定める通行に該当する場合も、当社は通常料金の支払いを受けます。

- 一. 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと。
- 二. 第2条に規定する車両で無いこと。

(登録内容の変更)

第5条 本商品の申し込み完了後に登録内容の変更が必要な場合は、インターネット上のお問い合わせフォームにて変更内容をご連絡してください。なお、原則申し込み期間終了後の登録内容の変更は受けつけておりません。

(利用方法)

第6条 本商品は、利用日の0時から同日の23時59分までに限り、知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、猿投グリーンロード、衣浦トンネル並びに衣浦豊田道路の内、当社が指定する路線（以下、「対象路線」という。）を回数制限なく通行できます。

2. 本商品を利用する場合は、登録した車種に属する自動車1台のみで通行してください。登録した車種と異なる車種で通行した場合、当社は、各通行について当該車種の通常料金の支払いを受けます（本商品は適用されません。）。

3. 入口発行方式の路線（知多半島道路・南知多道路・知多横断道路・中部国際空港連絡道路）では、入口料金所の一般レーン若しくは混在（ETC／一般）レーンにて通行券を取り、出口料金所の一般レーン若しくは混在（ETC／一般）レーンにて一旦停車し、係員へ本商品を申し込んだ旨を伝え、事前に印刷された受付メール「乗り放題チケット引換券」をお渡しください。

単純支払方式の路線（猿投グリーンロード・衣浦トンネル・中部国際空港連絡道路（セントレア大橋のみ利用）・衣浦豊田道路）では、通行時に料金所にて係員へ本商品を申し込んだ旨を伝え、事前に印刷された受付メール「乗り放題チケット引換券」をお渡しください。

4. 料金所を通行する際は、車載器よりETCカードを抜き取ってください。

(請求等)

第7条 当社は、対象利用日における対象路線の最初の出口料金所にて本商品の料金の支払いを受けます（当社は、本商品の対象となるその他の通行にかかる料金の支払いを受けません。）。

なお、猿投グリーンロード、衣浦トンネル料金所、りんくう本線料金所（セントレア大橋のみ利用の場合）並びに衣浦豊田道路の料金所（牛田一部線料金所・牛田本線料金所）は、入口・出口が一体の為、通行時の料金所にて本商品の料金の支払いを受けます。

2. 本商品の支払いは現金のみの取り扱いとなります。

(他の割引との適用関係)

第8条 本商品は、当社の他の割引とは重複して適用されません。

(適用対象外及び無効)

第9条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常料金の支払いを受けます。

- 一. 登録した車両と異なる車両で通行したとき
 - 二. 入口料金所、出口料金所とも利用日以外で第3条第2項に定める料金所を通行したとき。
 - 三. 対象路線外の時
2. 不正な通行の手段として本商品を利用した場合は、本商品の申し込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

（解約等）

第10条 解約は、ホームページ上のお問い合わせアドレスにて利用予定日の前日までに受け付けます。

（アンケートの実施）

第11条 当社は、本商品等について、申込者に対してアンケートを実施することがあります。

（個人情報の保護）

第12条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

（免責事項）

第13条 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一. 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二. 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三. 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき
- 四. 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

（約款の変更）

第14条 当社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。

2. 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。
3. 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。